

## 主 文

1 被告は、原告 A に対し、1 億 5 5 3 4 万 4 1 7 6 円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

5 2 被告は、原告 B に対し、1 1 0 万円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 C に対し、1 1 0 万円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員  
10 を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、これを 2 5 分し、その 1 を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は、第 1 項ないし第 3 項に限り、仮に執行することができる。  
15

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 請求

1 被告は、原告 A に対し、1 億 5 8 4 8 万 4 1 7 6 円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。  
20

2 被告は、原告 B に対し、2 2 0 万円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 C に対し、2 2 0 万円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

### 第 2 事案の概要等 25

#### 1 事案の要旨

本件は、原告Aが、被告が設置管理する高等学校に在籍していた当時、体育の授業でのタンブリング（助走を経てトランポリンの上で跳躍し、前方に設置した跳び箱を越えながら空中で前方回転などをする運動）の練習中に、トランポリンでの跳躍の角度が低く、前方回転をすることができずに顔面からマットに落下し、頸椎脱臼骨折及び頸髄損傷の傷害を負った事故に関し、原告らが、同高等学校の校長及び指導担当教諭に、原告Aの生命、身体及び健康等を危険から保護すべき注意義務又は安全配慮義務への違反がある旨を主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項又は債務不履行に基づく損害賠償請求権として、原告Aにつき、入院慰謝料、逸失利益等合計1億5848万4176円及びこれに対する令和4年11月21日（上記事故の日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、父母である原告B及び同Cにつき、慰謝料各220万円及び上記同率の遅延損害金の支払を求める事案である。

## 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠（枝番号があるもののうち、これを表示しないものは全ての枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

### (1) 当事者等

ア 原告Aは、平成17年5月生まれの男性で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までD高等学校（以下「本件高校」という。）に在籍し、野球部に所属していた。

原告B及び原告Cは、原告Aの父母である。（甲1、24）

イ 被告は、本件高校を設置管理する地方公共団体である。

本件高校普通科には体育コース（以下「本件コース」という。）が設置され、運動・スポーツにおける専門的な知識と技術の習得

のための特徴あるカリキュラムが組まれている。本件高校では、平成16年度から令和4年度まで、毎年9月に開催される体育大会で、本件コース3年次在籍の男子生徒が、タンブリングの演技（助走を経てトランポリンで跳躍した後、空中で前方に回転しながら跳び箱（8段・縦置き）を跳び越す演技。以下「本件演技」という。）を披露していた。

E教諭（以下「E教諭」又は「証人E」という。）は、本件高校の保健体育科の教諭であり、令和4年度の2年次の男子生徒の体育の授業を担当し、初めてタンブリングの指導をした。（乙1～3、18、証人E3、30頁）

## (2) 体育の授業でのタンブリングの練習の実施

ア 本件コースでは、男子生徒に対し、3年次の体育大会で本件演技を披露することを目標に、2年次の10月上旬から3年次の9月まで、体育の授業でタンブリングの練習を実施させていた。同練習は2年次に全12回（毎週1回、各100分）設けられ、段階的なカリキュラムで構成されており、6回目までの練習の内容は次のとおりであった。

①トランポリンに慣れることを目標に、トランポリン上で跳ねる練習、跳び箱（5段・横置き）の上に乗る練習を行う。

②自己と仲間の動きを比較して、より高く跳ぶための改善点を見つけることを目標に、①と同様の練習を行う。

③より高く跳ぶために速い助走からトランポリンの中心で踏切を行うことを目標に、ゆっくりとした助走から跳び箱（5段・縦置き）を跳び越す練習、スピードのある助走から跳び箱（8段・横置き）の上に乗る練習を行う。

④跳躍後、空中で前方に1回転することを目標に、スピードの

ある助走から跳び箱（８段・縦置き）に乗ったり、跳び越したりする練習をした後、生徒の習熟度に合わせ、跳び箱なしで、空中で前方に１回転する練習を行う。跳躍の高さが不十分な生徒は前方回転を行わず、より高く跳躍するための練習を行う。

⑤生徒ごとに適当な助走開始位置や歩数が異なるため、個人に合った助走開始位置を把握させることを目標に、マーカーを使用して歩数を調整させ、スピードのある助走から跳び箱なしで高く跳躍する練習、跳び箱なしで空中で前方に１回転しながら前方に張った紐を跳び越す練習を行う。生徒の習熟度に合わせて紐の高さを調整する。

⑥⑤で確認した助走開始位置が自分に合っているかを確認め、踏切位置に着目して自己分析をすることを目標に、スピードのある助走から跳び箱（８段・横置き）に乗ったり、跳び越したりする練習をした後、跳び箱（５段・横置き）を跳び越しながら空中で前方に１回転する練習を行う。（乙４、弁論の全趣旨）

イ 原告Ａは、２年次在籍中の令和４年１０月１７日から、体育の授業において、Ｅ教諭の指導の下でタンブリングの練習を開始した。原告Ａは、５回の練習（前記アの①から⑤までの練習）を支障なく行い、他の生徒と遜色なく上達した（乙９の４、弁論の全趣旨）。

ウ 本件コースの体育の授業におけるタンブリングの練習の際には、トランポリンの両脇にウレタン製のマット（幅９０ｃｍ、奥行き１２０ｃｍ、厚み２０ｃｍ）が２枚重ねで設置され、跳び箱を跳び越した位置にウレタン製のマット４枚（幅１９０ｃｍ、奥行き３００ｃｍ、厚みは中央部５０ｃｍ、両サイド３０ｃｍ）が設置された。練習中は、Ｅ教諭が跳び箱のすぐ横で立って見守り、少なくとも７名の生徒

がマット付近で待機していた。(乙5、弁論の全趣旨)

### (3) 事故の発生

原告Aは、令和4年11月21日、体育の授業で、タンブリングの6回目の練習(前記(2)ア⑥の練習)に参加した。

まず、原告Aは、E教諭の指示に従い、ストレッチを行ってから、5回目の練習で調整した助走の歩数を確認し、スピードのある助走を経てトランポリンで跳躍し、跳び箱(8段・横置き)に乗る練習を4回(約9分間)、跳び越す練習を4回(約9分間)した。原告Aは、これらを順調に行った後、E教諭の指示に従い、スピードのある助走を経てトランポリンで跳躍し、跳び箱(5段・横置き)を跳び越しながら、空中で前方に1回転する試技(以下「本件試技」という。)の練習に移行した。原告Aは、本件試技を1、2回成功させたが、再度、本件試技を行おうとしてスピードのある助走を経てトランポリンで跳躍した際、跳び箱を越えたものの、空中で回転できないまま顔面からマットに落下し、病院に救急搬送された(以下「本件事故」という。)。なお、本件事故後、本件高校では、体育の授業でのタンブリングの練習及び体育祭での本件演技の披露が中止された。(乙4、6、証人E3、25頁、原告A4頁)

### (4) 原告Aの治療経過及び後遺障害等

ア 原告Aは、令和4年11月21日、救急搬送先の病院から独立行政法人Fセンター(以下「Fセンター」という。)に搬送されて頸椎脱臼骨折及び頸髄損傷と診断され、後方固定術を受けた。原告Aは、同日から人工呼吸器による呼吸管理を受け、同月22日には気管切開を受けたところ、同月28日、呼吸状態が悪化し、チアノーゼが発現して意識を消失するなどし、同月30日から同年12月1日にかけても呼吸状態が悪化して、同日、救急車でG

病院に搬送された。原告Aは、令和5年1月5日頃までに呼吸状態が安定し、同月10日までに人工呼吸器を離脱したため、同月12日、Fセンターに転院し、令和5年11月21日まで入院してリハビリ等の治療を受けた。(甲2、19)

イ 原告Aは、令和5年11月21日、Fセンターにおいて、後遺障害として痙性の四肢麻痺（右上肢の軽度麻痺、左上肢の高度麻痺、両下肢の中程度麻痺）が残存し、入浴時に浴室手すりやシャワーチェアを要するほか、自己導尿や排便時の座薬挿入を要する旨の診断を受けた。独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）は、令和6年3月27日、原告Aの後遺障害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令23条別表（以下「別表」という。）3級3号（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの）に該当すると認定した。(甲3、18)

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 争点1（本件高校の校長及び指導担当教諭の注意義務及び安全配慮義務違反の有無）について

（原告らの主張）

ア 本件試技は、失敗した場合には生徒が必然的に床等で身体、特に頭部を強打して傷害を負う高度の危険性を内在するものであるから、本件高校の校長及び指導担当教諭は、体育の授業で生徒に本件試技を行わせるに当たり、その危険性を予測した上で、①生徒に対し、本件試技における受傷の可能性を周知し、身体の安全を確保できるよう指導を行うとともに、生徒自身が身体の安全を確保できるように事前練習を十分に行わせる義務、②担当教員に対し、生徒が負傷することのないよう危険防止措置を講じること

を指導し、訓練を実施する義務、③十分なクッション性のあるマットの敷設等の危険防止措置を取る義務、④競技補助者を配置し、生徒に負傷の危険が発生した場合には競技補助者に危険防止措置を取らせる義務を負っていた。

原告Aは、本件試技前にその危険性を周知されておらず、身体  
の安全を確保するに足る指導も受けておらず、十分な練習の機会  
も与えられなかった。本件事故発生時、跳び箱の横にE教諭が立  
ち、マット付近に競技補助者として生徒が配置されたが、着地時  
に支える必要があるとの指導がされておらず、危険防止措置とし  
て不十分であった。また、本件事故時に着地場所に敷かれたマッ  
トはタンブリング専用ではなく走高跳用のものであり、厚さやク  
ッション性が足りず、危険防止措置として不十分であった。した  
がって、本件高校の校長及び指導担当教諭は、上記義務に違反し  
た。

イ 本件演技は、トランポリンで跳躍し、空中で回転しながら跳び  
箱を越えて着地するものであるから、空中で回転するに足りる時  
間を得て、かつ、跳び箱を越えるための跳躍の高さが必要となる  
と同時に、跳び箱を越えて着地する（跳び箱の上に落下しない）  
ための跳躍の水平距離も必要となる。原告Aは、本件事故前に、  
8段の跳び箱の上に乗る練習をした後、5段の跳び箱を飛び越え  
る練習に移行したところ、高く跳ぶのではなく、低く跳んで水平  
距離を伸ばすよう意識した結果、本件事故に遭ったと考えられる。  
本件高校の校長及び指導担当教諭において、原告Aが低く跳躍す  
る意識を持って本件試技を行い、跳躍が低すぎて失敗してしまう  
ことを予見するのは容易であり、本件事故の発生を予見できなか  
ったとはいえない。

(被告の主張)

5           ア   本件コースのタンブリングの授業では、徐々にかつ安全に技能を向上させることができるよう、段階を踏んだカリキュラムを組み、自己に応じた目標及び課題を設定して練習方法を選択させており、全生徒に対し画一的に目標の達成を求めることなく、生徒の習熟度を慎重に確認し、無理をしないように指導していた。また、事故防止のため、生徒が落下する可能性がある場所に、厚さ20cm～50cmのウレタン製のマットを敷いていた。さらに、  
10           マットがずれると隙間に着地して怪我をする恐れがあり、高く跳ぼうとするあまり跳び箱上に落下すると怪我をする恐れがあるなど、事故の危険について説明した上で、合計9名程度の生徒を補助者として配置し、マットのズレがないかを確認して目線を切らさないこと、必要に応じて着地の際に体を支えること、跳び箱上に落下しそうな場合はマット側に押し出すこと等の補助の方法を  
15           具体的に指導した。

          本件高校の校長及び指導担当教諭が原告主張の各義務を負うことは認めるが、本件高校では十分な危険防止措置が取られていたから、いずれの義務にも反していない。

20           イ   本件高校では、平成16年以来、約20年にわたり、本件コースの生徒にタンブリングの授業を実施してきたが、生徒が低く跳躍しすぎたために事故が発生したことは皆無であった。空中で回転するためにはトランポリン上で十分な高さに跳躍することが必要なので、本件高校の校長及び指導担当教諭は、跳躍の角度が高すぎて跳び箱上に落下してしまう事故を想定し、落下してくる生徒をマットに押し出すための競技補助者を配置して事故防止を図  
25           っていたが、跳躍の角度が低すぎて回転せずに顔面からマットに

突っ込む態様の事故が発生することは予見できなかった。

原告Aは、令和4年9月にタンブリングの練習を開始してから順調に上達し、第1次から第5次までのカリキュラムを難なくクリアした。本件事故時、原告Aの助走が速すぎたわけではなかったのに、なぜ低すぎる跳躍になってしまったのか不明である。本件事故は予見し難い突発的な事故であり、本件高校の校長及び指導担当教諭において、その発生を予見することはできなかった。

(2) 争点2（原告らに生じた損害の有無及び額）について

（原告らの主張）

ア 原告Aの損害

a 入院雑費 54万9000円（1500円×366日）

原告Aは、本件事故により、令和4年11月21日から令和5年11月21日までFセンターに入院し、治療を受けた。

b 器具購入費 364万9192円

原告Aは、本件事故により神経系統の機能に著しい障害を負い、日常生活を送るために次の器具が必要となったから、その購入額及び将来の買替費用相当額の損害を被った。

車椅子：購入額24万7822円、買替費用24万78220円（症状固定時の原告Aの平均余命が64年であり、車椅子の耐用年数が6年であるから、10回分の買替費用）

杖：購入額2万0570円、買替費用32万9120円（歩行補助杖の耐用年数は4年であるから、16回分の買替費用）

ステアリンググリップ：購入額1万9800円、買替費用19万8000円（普通乗用自動車の耐用年数が6年であるから、10回分の買替費用）

シャワーチェア：購入額1万4800円、買替費用11万8

400円（入浴補助用具の耐用年数は8年であるから、8回分の買替費用）

浴室用手すり：購入額2万3320円、買替費用18万6560円（入浴補助用具の耐用年数は8年であるから、8回分の買替費用）

入院中の一時帰宅時のベッドのレンタル料1万2580円

c 後遺症逸失利益 1億4531万3787円

原告Aには、中等度の対麻痺及びせき柱の変形障害が残存し、日常生活の制限が生じた。原告Aの後遺障害は、スポーツ振興センターによって「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」に該当すると認定されたから、逸失利益は1億4531万3787円（569万8200円（令和5年賃金センサス産業計・企業規模計・学歴計・男性労働者・全年齢平均賃金）×25.5017（18歳から67歳までの49年間に対するライプニッツ係数））を下らない。

d 入院慰謝料 321万円

入院期間に対する慰謝料は上記金額を下らない。

e 後遺症慰謝料 1990万円

後遺障害に対する慰謝料は上記金額を下らない。

f 損益相殺 ▲3140万円

原告Aは、令和6年5月9日、スポーツ振興センターから障害見舞金として3140万円を受領した。

g 弁護士費用 1726万2197円

原告Aは、弁護士に委任して本件訴訟を提起することを余儀なくされた。弁護士費用は上記金額を下らない。

イ 原告 B 及び原告 C の損害

a 慰謝料 各 2 0 0 万円

原告 B 及び原告 C は、1 7 歳まで健康に育てた原告 A が突然に体の機能を奪われ、しばらく意識が戻らず、意識回復後も呼吸器をつける必要があって四肢の麻痺が残る可能性が高いという診断を受けたこと、症状固定後も日常生活で支障の残る原告 A を今後も支え続けなければならなくなったことにより、原告 A の生命を害された場合に比して著しく劣らない精神的苦痛を被った。原告 B 及び原告 C の精神的苦痛に対する慰謝料は各 2 0 0 万円を下らない。

b 弁護士費用 各 2 0 万円

原告 B 及び原告 C は、弁護士に委任して本件訴訟を提起することを余儀なくされた。弁護士費用は上記金額を下らない。

(被告の主張)

否認ないし争う。

原告 A の逸失利益について、原告 A は、令和 6 年 1 0 月から H 株式会社に正社員として雇用され、月額 2 0 万円程度の賃金及び賞与の支給を受けている。同社の属する I グループが売上高約 7 2 4 4 億円、従業員数約 3 万 5 0 0 0 人の大企業グループであることからすると、原告 A は、障害の有無にかかわらず安定的な雇用と待遇を得られる蓋然性が高いから、労働能力喪失率は 5 0 パーセントを上回らない。後遺障害慰謝料についても、請求額の 8 割 ( 1 5 9 2 万円 ) 程度が相当である。

また、原告 A に残存した後遺障害の程度に照らせば、近親者慰謝料は認められない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点1（本件高校の校長及び指導担当教諭の注意義務及び安全配慮義務違反の有無）について

- (1) 本件事故時の様子について、原告Aは、本件事故時の記憶がなく（原告A 4、12頁）、また、指導をしていたE教諭は、原告Aがい  
5 つもどおり助走から踏切を行い、トランポリンに接地した後に、跳  
び箱すれすれを跳び越えて、そのまま回転できず、手をついても勢  
いを殺せずに、頭からマットに突き刺さるような形になったのであ  
り、なぜ前方に低い角度で跳んでしまったのかは分からず、どこで  
10 踏み切ったかもはっきり見ていないものの、踏み切るときつまずい  
ている様子はなかったなどと述べる（証人E 26、42頁）。そして、  
本件事故の原因について、E教諭は、事故後に本件高校の保健体育  
科の教諭らで検討した結果、トランポリンの前の最後の一步（踏切）  
が想定より遠かったため、本来、垂直にトランポリンに入らないと  
いけないところを、横からトランポリンに入ってしまう、低い跳躍  
15 になってしまったのではないかと考えられ、他には考えられないと  
の結論に達したと述べる（証人E 27、45頁）。

客観的な事故態様と現場で直接指導していたE教諭及び保健体育  
科の教諭らの検討によると、本件事故は、原告Aが、助走から踏切  
をした際に、踏切位置がトランポリンから遠く、トランポリンに接  
20 地する角度が小さくなったために、トランポリンによる跳躍の角度  
が低くなって、前方に強い勢いで跳び、手をつくことができずに、  
頭からマットに突っ込んだことで発生したと推認することができる。

- (2)ア 本件試技は、スピードのある助走を経てトランポリンで勢いよ  
く跳躍し、跳び箱（5段・横置き）を越えながら、空中で前方回転  
25 するというものであり（前提事実(3)）、跳躍の高さ、方向、スピー  
ドを調整して滞空時間を確保しつつ、空中で前方回転をして、着

地するまで身体のバランスを保つことが求められる難易度が低い  
とはいえない試技であって、踏切の仕方によって、跳躍の角度が  
上下にぶれ、高すぎればマットではなく手前の跳び箱上に落下し、  
低すぎれば回転できずにそのままマットに直撃するなどして、失  
敗する可能性（危険性）が容易に想定される。原告 A を含む本件  
コース 2 年次の男子生徒らは、本件事故発生前に、本件高校の体  
育の授業において週 1 回 1 0 0 分間の頻度で 5 回タンブリングの  
練習をしたことがあるものの、本件事故発生日に初めて本件試技  
を行った（前提事実(2)ア、イ、(3)）のであるから、本件事故時点  
で、上記の本件試技の失敗の可能性（危険性）がなかったとは認  
められない。本件試技が失敗した場合には、頭部や頸椎等に衝撃  
を受ける可能性があって、その場合に生じ得る傷害等の結果の重  
大さに照らせば、本件コースにおいて運動に重点を置いた授業が  
展開されていたこと（前提事実(1)イ）を踏まえても、上記認定判  
断は左右されない。

イ 前記アで説示したとおりの本件試技の難易度、失敗の可能性（危  
険性）及び生じる可能性がある結果の重大さに照らせば、本件高  
校の校長及び指導担当教諭は、体育の授業で原告 A に本件試技を  
行わせるに当たり、トランポリンでの跳躍の角度が高くなる場合  
だけでなく、低くなって失敗する場合を想定し、助走と跳躍の勢  
いが相まって、マットに頭や顔面から突っ込む態様の事故（本件  
事故）が生じることを予見すべきであったといえる。そうすると、  
本件高校の校長及び指導担当教諭は、上記予見可能性を前提とし  
て、本件事故の発生を防ぐ結果回避義務を負うというべきである。  
しかしながら、被告は、トランポリンでの跳躍の角度が高くなり  
すぎて跳び箱の上に落下してしまう事故のみを想定しており、本

件事故の態様で事故が起こる可能性については予見していなかったなどと主張し、本件事故の態様を前提とした結果回避措置を取っていなかったことを自認しているのであるから、上記義務に違反したといえることができる。

5 (3)ア 被告は、本件高校において、約20年にわたって体育の授業で  
タumblingの練習を実施したが、跳躍の角度が低くなりすぎて  
事故が発生したことは一度もなかったから、本件事故の発生は予  
見できず、これを回避することはできなかったと主張する。

しかしながら、本件試技を行わせるに当たり、トランポリンで  
10 の跳躍の角度が高くなる場合のみを想定して、低くなって失敗す  
る場合を想定しない合理的理由は見当たらない。E教諭が、本件  
高校で初めてタumblingの授業を担当するに当たって指導経験  
のある教諭から指導を受け、過去の事故については、マットでは  
なく跳び箱上に落ちる場合やマットがずれて着地時に床にぶつか  
15 る場合があると聞いたにとどまること（証人E8、9、40頁）  
に照らすと、限定的な経験のみに基づく対策しかとられず、事故  
防止策の十分な検討がされていなかったものとうかがわれる。踏  
切位置についてはマーカーが設置されていたが、生徒らはスピー  
ドのある助走の後に踏切を経て本件試技を行うのであるから、あ  
20 らかじめマーカーを用いて自分に合った踏切位置を確認していた  
としても（前提事実(2)ア）、実際に踏み切った際にずれてしまう（失  
敗する）可能性があることは容易に想定できる。そうすると、本  
件高校の校長及び教諭らにおいて、本件試技の難易度、失敗の可  
能性（危険性）及び生じる可能性がある結果の重大さを前提とし  
25 た検討を尽くしていれば、本件事故の発生を予見できたものとい  
える。

また、本件高校の校長及びE教諭は、本件事故後、原告B及び原告Cに対し、跳び箱の上に手を着く練習や、低く跳ぶとマットに突っ込む危険がある旨の注意喚起をしておけば、本件事故を防げたかもしれないなどと説明したことが認められるところ（証人E 38頁、原告B 1頁、原告C 1頁）、体育の授業において上記の練習及び注意喚起を行うことは容易であり、これらは本件事故の防止（少なくとも重大な結果の回避）に一定の効果があると考えられる。

したがって、本件高校の校長及び指導担当教諭は、本件試技の難易度、失敗の可能性（危険性）及び生じる可能性がある結果の重大さを正しく認識し、十分な検討を尽くすことで本件事故の発生を予見することができ、これを踏まえた練習や注意喚起によって本件事故の発生を回避することができたものと認められ、被告の上記主張を採用することはできない。

イ 被告は、本件高校のタンブリングの授業において、段階的な練習の実践、マットの設置、補助者の配置等の危険防止措置を取っていたため、注意義務又は安全配慮義務への違反はない旨を主張するが、これらの措置は、前記(2)で説示したとおり、本件試技の難易度、失敗の可能性（危険性）及び生じる可能性がある結果の重大さを適切に予見することなく取られたものであるから、危険防止措置として十分であったとはいえず、上記主張は採用できない。

## 2 争点2（原告らに生じた損害の有無及び額）について

(1) 原告Aに生じた損害 1億5534万4176円

ア 入院雑費 54万9000円（1500円×366日）

原告Aは、令和4年11月21日から令和5年11月21日ま

での３６６日間にわたって入院し、後方固定術等の治療を受けた（前提事実(4)ア）。したがって、上記入院の入院雑費は、上記金額をもって相当と認める。

イ 入院慰謝料 ３２１万円

前記アで説示したとおりの原告Ａの入院期間の長さに照らし、入院慰謝料は上記金額をもって相当と認める。

ウ 装具関連費用 ３６４万９１９２円

原告Ａは、本件事故により、四肢麻痺の後遺障害を負ったところ（前提事実(4)イ）、日常生活を送るために、車椅子、杖、ステアリンググリップ、シャワーチェア、浴室用手すりを購入することを余儀なくされるとともに、将来においても継続的にこれらを買  
い替える必要が生じた。証拠（甲４～１２）によれば、これらの装具の購入費用は合計３２万６３１２円であると認められ、各装具の耐用年数と原告Ａの症状固定時の平均余命（６４年）に照らせば、将来の買替えに要する費用は合計３３１万０３００円であると認められる。

また、原告Ａは、Ｆセンターへの入院中の令和５年７月に一時帰宅をした際に（甲１９（５２０頁）、介護用のベッドをレンタルし、代金１万２５８０円を支出した（甲１３）。

したがって、原告Ａが装具等に関して要した費用は上記金額となる。

エ 逸失利益 １億４５３１万３７８７円

原告Ａは、本件事故により、四肢麻痺の後遺障害を負い（前提事実(4)イ）、左上肢で物を持ち上げて移動することができなくなったほか、杖なしでは歩行や階段昇降が困難であり、外出時には杖をついて移動し、長距離移動時は車椅子を利用することを余儀な

くされている（甲 18、19）。上記の症状の程度に照らせば、原告 A には、自動車損害賠償保障法施行令別表第二 3 級 3 号（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの）に該当する重度の後遺障害が残存したと認められる。

原告 A に残存した後遺障害の程度に照らせば、労働能力喪失率は 100 パーセントをもって相当と認められ、基礎収入は 569 万 8200 円（令和 5 年賃金センサス産業計・企業規模計・学歴計・男性労働者・全年齢平均）、労働能力喪失期間は症状固定時（18 歳）から 67 歳までの 49 年間（ライプニッツ係数 25.5017）をもって相当と認める。原告 A は、本件高校卒業後、令和 6 年 3 月から H 株式会社に障害者雇用枠で契約社員として雇用された後、同年 10 月から正社員として雇用され、月額約 20 万円の給与及び各期約 30 万円の賞与の支給を受けているところ（甲 17）、本件事故後の約 2 年間にわたる原告 A の努力に加え、職場の配慮等によって就労を継続できているのであるから、上記就労状況をもって労働能力喪失率を減じる理由があるとはいえない。したがって、逸失利益は上記金額をもって相当と認める。

オ 後遺障害慰謝料 1990 万円

前記エで説示したとおりの原告 A の後遺障害の程度に照らせば、後遺障害慰謝料は上記金額をもって相当と認める。

カ 損益相殺 ▲3140 万円

原告 A は、令和 6 年 5 月 9 日、本件事故による損害の填補として、スポーツ振興センターから障害見舞金 3140 万円を受給した（甲 14）。

キ 弁護士費用 1412 万 2197 円

原告 A は、弁護士に委任して本件訴訟を迫行しているところ、  
本件に顕れた一切の事情に照らせば、弁護士費用は上記金額をも  
って相当と認める。

(2) 原告 B 及び同 C に生じた損害 各 1 1 0 万円

原告 A は、17 歳と若年で本件事故に遭い、人工呼吸器による呼  
吸管理を要するなど、一時は生死が危ぶまれるほどの傷害を負い、  
症状固定後も日常的な援助を必要とする重度の後遺障害を負った。  
原告 A の将来を期待していた原告 B 及び同 C が本件事故によって受  
けた精神的苦痛は相当重大であり、原告 A の生命侵害にも比肩する  
ものと認められる（前提事実(4)ア、イ、甲 24～26、原告 B 2、3  
頁、原告 C 1、2 頁）。原告 A の本件事故による受傷状況、症状固定  
後の生活状況等の本件に顕れた一切の事情に鑑みれば、原告 B 及び  
原告 C に対する慰謝料として各 1 0 0 万円を認めるのが相当である。

また、原告 B 及び同 C は、弁護士に委任して本件訴訟を迫行して  
いるところ、本件に顕れた一切の事情に照らせば、弁護士費用は各  
1 0 万円をもって相当と認める。

(3) 小括

よって、原告らの請求は、被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基  
づき、原告 A につき 1 億 5 5 3 4 万 4 1 7 6 円、原告 B 及び原告 C  
につき各 1 1 0 万円及びこれらに対する令和 4 年 1 1 月 2 1 日（本  
件事故日）から支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合によ  
る遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。なお、選択的併合  
の関係にある債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく請求を前提  
としても、認容額は上記金額を超えない。

3 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文の限度で理由があるからこれ

らを一 部認容し、その余は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部

5

裁判長裁判官 西村英樹

10

裁判官 多田真央

裁判官 後藤彩